

# 一般農業災害資金債務保証の取扱いについて

## 1 保証対象者

天災等により被害を受けた農業者

※ 天災によらない販売価格の下落、原油価格、飼肥料価格の上昇、病原菌等を原因とした場合は、本資金の対象外（既往の農業資金にて対応）

## 2 保証対象資金

(1) 農業経営の維持、安定を図るために必要な資金。（国の天災資金、県または市町村が定めた災害資金を除く。）

※ 固定化した未収金は対象外

(2) 県または市町村が定める災害資金を取り扱うまでのつなぎ資金

(3) 融資機関が定めた当該資金の融資要項または当該資金取扱いの取り決め書等について当協会が認めたもの

※ 融資機関での取扱実施前までに融資要項、取り決め書等を当協会に提出の上、事前に承認を得て下さい。

## 3 保証限度額、保証期間

資金の種別	保証限度額	保証期間
施設復旧資金	個人 1,000万円以内	15年以内
	法人 2,000万円以内	
経営安定資金	個人 500万円以内	5年以内
	法人 1,000万円以内	

- ・施設復旧資金：農業用施設に要する資金
- ・経営安定資金：短期運転資金、長期運転資金
- ・保証限度額は、被害額の範囲内とする。

## 4 保証料率

年0.29%

## 5 保証人及び担保

必要により、担保・保証人をお願いします。